

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名 : 30-8 公共大谷本郷(補)污水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字大谷本郷地内

3 工 種 : 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	平成30年 9月 3日から 平成31年 1月25日まで	平成30年 9月 3日から 平成31年 3月 8日まで
契約金額 (税込)	19,008,000円	19,267,200円
工事概要	工事延長 222.1m 污水管布設工(φ200) 214.9m 組立1号マンホール設置工 6箇所 組立楕円マンホール設置工 2箇所 水替工 11日	工事延長 217.1m 污水管布設工(φ200) 210.2m 組立1号マンホール設置工 7箇所 組立楕円マンホール設置工 1箇所 水替工 16日 (新規) 組立塩ビマンホール設置工 1箇所 支管取付工 1箇所

5 変更理由

本工事において、下記の事由により数量の増減が生じるため、変更する。

- ① 試験掘りの結果、No.S3223-1-1 楕円マンホール設置において、雑排水管及びガス管と競合し設置が困難であることから、塩ビマンホールに変更する。(楕円マンホール-1、新規塩ビマンホール+1)
- ② 3215 路線の下流に位置するマンホール No3217-1 については、別工事にて設置される予定であったが、隣接する住民からの要望により、老朽化した家屋への影響を考慮して設置されなかった。そのため 3215 路線上に 1 号マンホールを設け(+1)、支管接続とする。
- ③ 試験掘りの結果、3213～3215 路線において地下水位が GL-850 と高いため、水替工が必要となったことから、5 日増とする。
- ④ 競合工事の影響により、工事の着手が遅れたため工期を延長する。

以上の結果、増額変更及び工期を延長する。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。